

財団法人 能登半島地震復興基金

財団の概要

当財団は、平成 19 年 3 月 25 日に発生した能登半島地震からの早期復興のための各種の取り組みを補完し、被災者の救済及び自立支援並びに被災地域の総合的な復興対策を安定的かつ機動的に進めることにより、災害により疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生させることを目的として設立されました。

基本財産： 3 千万円（石川県出資）

運用財産： 500 億円

暮らしの再建

| 事業メニュー名 | 概要 | 要 | 補助対象者 | 申請窓口 |
|---------------------|--|---|------------------------------------|------------------------------|
| 住宅再建総合相談・派遣事業 | 被災住宅の再建に関する相談、専門家の現地派遣による住宅診断、被災宅地の調査等に要する経費への助成 | | (財)石川県建築住宅総合センター (社)石川県建設技術センター | (財)能登半島地震復興基金 |
| 被災住宅再建利子補給事業 | 被災住宅の建設・購入や補修のための金融機関などからの資金借入れに係る利子補給 | | 市町 | (財)能登半島地震復興基金 |
| 被災宅地(擁壁)復旧支援事業 | 隣接する宅地への被害防止など、緊急的な対応が必要な宅地の擁壁等の復旧工事に要する経費への助成 | | 宅地所有者等(被災者個人) | 市町 |
| 能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業 | 耐震・耐雪、バリアフリー、景観配慮、県産材の活用など、一定の要件を満たす住宅の新築・補修に要する経費への助成 | | 住宅を再建する者(被災者個人) | 住宅を再建しようとする地区の「住まい・まちづくり協議会」 |
| 民間賃貸住宅入居支援事業 | 住宅の自力再建を断念し、民間賃貸住宅へ入居した被災者に対する家賃等への助成 | | 民間賃貸住宅に入居した者(被災者個人) | 市町 |
| 住まい・まちづくり協議会活動支援事業 | 被災した地域で住民主体のまちづくりを行うために必要な計画策定などの活動経費への一助成 | | 住まい・まちづくり協議会 | 市町 |
| 地域水道施設等復旧事業 | 小規模な水道施設の復旧に対する助成 | | 地域水道を管理する組合、町内会等 | 市町 |
| 生活福祉資金特例貸付無利子化事業 | 石川県社会福祉協議会が行う生活必需品の購入費、住宅資金の特別貸付事業に対する助成 | | (社福)石川県社会福祉協議会 | (財)能登半島地震復興基金 |
| 応急仮設住宅維持管理事業 | 自然災害等入居者の責によらない応急仮設住宅の損傷の補修に要する経費への助成 | | 応急仮設住宅管理推進協議会(仮設住宅を維持管理する団体) | 市町 |
| のと鉄道災害復旧事業 | のと鉄道(株)が実施する、施設設備災害復旧事業に要する経費に対する助成 | | のと鉄道(株) | (財)能登半島地震復興基金 |
| 私立学校施設等災害復旧支援事業 | 私立学校の復旧に対する助成 | | 学校法人(高等学校、幼稚園) | 市町 |

| | | | |
|-----------------|----------------------|-------------|----|
| 社会福祉施設等災害復旧支援事業 | 社会福祉施設の復旧に対する助成【制定中】 | 社会福祉法人、医療法人 | 市町 |
| 医療施設等災害復旧支援事業 | 医療施設の復旧に対する助成【制定中】 | 医療法人等 | 市町 |

▶ 住宅再建総合相談・派遣事業

被災者の方々に「住宅の再建総合相談」、「被災現場へのアドバイザー派遣」、「被災した宅地の調査」を無料でご利用いただくことができるよう、それら経費への助成を行います。

事業主体：（財）石川県建築住宅総合センター
（社）石川県建設技術センター

事業内容：能登半島地震により被災した住宅の再建のために、建築関係団体で組織する「いしかわ住宅相談・住情報ネットワーク」等を活用し、住宅再建総合相談窓口を設置・運営に必要な経費、及び建築士等の専門家をアドバイザーとして派遣する費用を（財）石川県建築住宅総合センター等に補助する。

1 補助対象者

能登半島地震の被災者を対象に、住宅再建総合相談窓口の設置・運営及び住宅再建アドバイザーを派遣する事業主体である（財）石川県建築住宅総合センター及び（社）石川県建設技術センター

2 補助対象経費

- （１）相談窓口設置・運営に要する経費（相談員の派遣費用、消耗品等）
 - ◎日程を決めて市町役場、応急仮設住宅の談話室等にて実施。予約制とする。
- （２）アドバイザー派遣に要する、派遣費用（交通費人件費等）、消耗品等
 - ◎アドバイザーの支援内容
 - ⇒今後の住宅再建や修復方法について専門家による助言（簡単なプランニング程度まで）
 - ⇒耐震補強方法などの技術的アドバイス等
 - ◎アドバイザー派遣利用料金無料（１人２回まで。設計変更の場合を除く）
- （３）被災宅地の調査に要する費用
 - ◎被災宅地の擁壁等の安全性、修復方法について専門家による助言
 - ⇒宅地の被災状況の把握
 - ⇒被災宅地の復旧工法の提案
 - ⇒被災宅地の復旧工法の提案に必要な地質調査 等

3 補助率及び補助限度額

- （１）補助率 10/10
- （２）補助限度額
 - ◎相談窓口設置

⇒相談窓口1回開催当たり、相談員5人／組とし、1名当たり20千円／人・日を限度とする。

◎アドバイザー派遣

⇒アドバイザー派遣1回当たり、20千円／人を限度とする

◎被災宅地の調査

⇒調査1件当たり、80千円を限度とする。

4 事業期間

平成19年度～平成21年度

▶ 被災住宅再建利子補給事業

被災した住宅の再建（新築、購入、補修）のために必要な資金を借り入れた方に対し、利子補給を行い、住宅再建を支援します。

事業主体：住宅被災者等

事業内容：被災住宅の復興のために必要な資金を借り入れる者に対し、利子補給を行うことにより、住宅再建の負担軽減を図る。

1 利子補給対象者

以下の全ての項目に該当する者：

- (1) 能登半島地震による災害で住宅に被害を受けて、り災証明の発行を受けた方またはその親族
- (2) 被災者自ら居住するための住家を新築（建設・購入）、補修（増改築・修繕）する者
- (3) 住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）または民間金融機関から借り入れを受けた者

2 利子補給対象資金

平成21年9月30日までに金融機関等と金銭消費貸借契約を締結した住宅の新築（建設・購入）、補修（増改築・修繕）に関する借り入れ資金：

- (1) 新築（建設・購入）の場合 1,400万円まで
- (2) 補修（増改築・修繕）の場合 590万円まで

3 利子補給期間

5年

4 利子補給率

住宅金融支援機構の申込時の適用金利を上限として利子補給する。

5 事業期間

平成19年度～平成23年度（各年度ごとに交付し、復興基金事業最終年度である平成23年度に残額を一括交付）

▶ 被災宅地（擁壁）復旧支援事業

隣接する宅地への被害防止など、緊急的な対応が必要な宅地の擁壁等の復旧工事に要する経費への助成

事業主体：宅地被災者等

事業内容：能登半島地震により被害を受けた宅地の擁壁等の復旧工事にかかる経費を助成することにより、被災者の経費を軽減し、早期の復興を促進する。

1 補助対象者

隣接住宅等に被害を及ぼすおそれのある擁壁等の復旧工事をしようとする当該被災宅地（住宅が半壊以上の被害を受けたものに限る）の所有者等。

2 補助対象経費

以下の復旧事業に要する経費：

- (1) のり面の保護
- (2) 排水施設の設置
- (3) 擁壁の復旧
- (4) 地盤調査 など

3 補助率及び補助限度額

- (1) 補助率
 - ◎1/2（隣接宅地に影響を及ぼす場合）
 - ◎1/4（道路に影響を及ぼす場合）
- (2) 補助限度額
 - ◎隣接宅地に影響を及ぼす場合
 - ⇒上限 200 万円（対象工事費 400 万円）
 - ⇒下限 10 万円（対象工事費 20 万円）
 - ◎道路に影響を及ぼす場合
 - ⇒上限 100 万円（対象工事費 400 万円）
 - ⇒下限 10 万円（対象工事費 40 万円）

4 事業期間

平成 19 年度～平成 21 年度

▶ 能登ふるさと住まい・まちづくり支援事業

耐震・耐雪、バリアフリー、景観配慮、県産材の活用など、一定の要件を満たす住宅の新築・補修に要する経費への助成

事業主体：住宅被災者等

事業内容：災害に強く、地域景観の向上や地材地建等に寄与する住まい・まちづくりを推進する。

1 補助対象者

能登半島地震により災害救助法の適用を受けた市町内で、一定の基準を満たす住宅の建設・購入・補修を行う世帯で、以下の要件を満たすもの。ただし、自ら居住する住宅を建設、購入又は補修する世帯に限る。

- (1) 新築（建設・購入）
 - 全壊世帯、大規模半壊世帯又は被災者生活再建支援法第 2 条第 2 号ロに該当する世帯
- (2) 補修
 - 全壊世帯又は大規模半壊世帯

2 補助対象経費及び補助限度額

メニュー別基準及び支援額

| | | | | |
|--------------------|---|-----------|---|-----------|
| | 新築（建設・購入） | | 補修（各補助規準毎の工事に要する経費を補助対象事業費とし、その 1/2 と各補助規準の限度額のいずれか小さい額を補助） | |
| | 全壊世帯、 法2条2号口世帯 | 大規模半壊世帯 | 全壊世帯 | 大規模半壊世帯 |
| 合計額の限度 (1世帯あたり) | 最大 200 万円 | 最大 120 万円 | 最大 200 万円 | 最大 120 万円 |
| 1 耐震・耐雪 | 一定の耐震・耐雪性能を有する住宅（一定以上の材料寸法・柱の直下率 60%以上、建築基準法に規定する壁量の 1.05 倍を満たすもの等） ・限度額 50 万円 | | | |
| 2 バリアフリー | 住宅性能表示制度の高齢者等配慮対策等級 3 に相当する住宅（段差解消、手摺り設置、一定以上の廊下幅・出入口幅等） ・限度額 60 万円 | | | |
| 3 景観配慮 | 住まい・まちづくり協議会が定める、地域景観配慮基準を満たす住宅（基準の例：板張り外壁、黒色系の日本瓦葺き 等） ・限度額 40 万円 | | | |
| 4 県産材活用 | 一定量以上の県産材を活用した住宅（プレカット住宅の場合は、50%以上かつ 0.10m ³ /延床 m ² 以上（柱の含水率 20%以下）、それ以外の住宅の場合は 75%以上かつ 0.15m ³ /延床 m ³ 以上（柱の含水率 25%以下）） ・限度額 60 万円 | | | |
| 5 建ておこし | 被災した住宅を建ておこしにより修復するもの ・限度額 75 万円 | | | |

また、能登ふるさと住宅の普及のため、モデル住宅の企画・設計及び建設を支援する。

3 事業期間

平成 19 年度～平成 21 年度

▶ 民間賃貸住宅入居支援事業

住宅の自力再建を断念し、民間賃貸住宅へ入居した被災者に対する家賃等への助成

事業主体：住宅被災者

事業内容：被災者が入居する民間賃貸住宅の家賃を補助し、被災者の居住環境の向上や生活再建を支援する。

1 補助対象者

能登半島地震により被災し、災害救助法が適用された市町の民間賃貸住宅に入居した次のいずれかの世帯

(1) 半壊以上の被災世帯

住居等の被害が半壊以上の世帯のうち、自宅再建を断念し民間賃貸住宅に入居した世帯で、月額所得 268 千円以下（高齢者、身体・精神障害者・知的障害者、子育て世帯）又は月額所得 200 千円以下（上記（ ）書きに該当しない世帯）の世帯

(2) 市町長が認定する応急仮設住宅等退去世帯

応急仮設住宅等から民間賃貸住宅に転居する世帯で市町長が対象者として認定する世帯

*月額所得は、公営住宅法の規定に基づいて行う次の計算方法により算定する

「月額所得」＝（「所得金額」－「控除額」）／12 ヶ月

2 補助対象経費

入居する民間賃貸住宅の月額の家賃（管理費、敷金、礼金、駐車場代金等は除く）から住居手当等を控除した額。ただし、上記 1（2）市町長が認定する応急仮設住宅等退去世帯については、入居時の礼金全額を含む。

3 補助率及び補助限度額

(1) 補助率 10/10

(2) 補助限度額

●半壊以上の被災世帯

入居する民間賃貸住宅の月額家賃から 2 万円を控除した額（月額 3 万円を限度）

●市町長が認定する応急仮設住宅等退去世帯

入居する民間賃貸住宅の月額家賃（月額 5 万円を限度）および入居時の礼金全額ただし、能登半島地震発生から 25 か月目以降は、上記 1（1）の所得要件に該当する者に対し、□と同等額を補助（礼金は含まない）

*県の被災者生活再建支援制度による居住安定経費助成を優先する

▶ 住まい・まちづくり協議会活動支援事業

被災した地域で住民主体のまちづくりを行うために必要な計画策定などの活動経費への一助成

事業主体：住まい・まちづくり協議会

事業内容：住まい・まちづくり協議会が実施する活動（まちづくり計画の作成、住宅等の修景等）に対して助成し、住民主体の被災地復興を推進する。

1 補助対象者

能登半島地震における災害救助法適用 3 市 4 町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、中能登町、穴水町、能登町）において、震災復興のためのまちづくり活動を行う住まい・まちづくり協議会

2 補助対象経費

住まい・まちづくり協議会が行う下記に要する経費

- (1) 専門家と協働したまちづくり計画の作成
- (2) まちなみ保全のルールづくり
- (3) ワークショップや地域活性化活動等の開催
- (4) 地域性に配慮した優良な住宅等の建設や改修への補助事務など、復興のためのまちづくり活動

3 補助率及び補助限度額

- (1) 補助率： 10/10
- (2) 補助限度額： 1 地区あたり 2,000 千円（3 年間）

4 事業期間

平成 19 年度～平成 22 年度

▶ 地域水道施設等復旧事業

小規模な水道施設の復旧に対する助成

事業主体：水道施設等を経営管理する組合、町内会、地域の団体

事業内容：能登半島地震で被災した地域の組合や地域の団体等が実施する、国や県の補助対象とならない小規模な水道施設等の災害復旧事業に要する経費の一部を補助し、被災した地域の生活再建や定住維持を促進する。

1 補助対象者

水道施設等を経営管理する地域の組合、町内会、地域の団体

2 補助対象事業

災害救助法の適用となった市町において、能登半島地震により被災した次に掲げる水道施設等を原形に復旧する事業

- (1) 給水人口が 10 人以上の飲料水供給施設
- (2) 給水人口が 101 人以上の簡易水道施設

3 補助対象経費

取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設、給水施設（配水管から分岐して最初の止水栓までの部分であって、配水施設等と水圧管理上一体的な関係にある給水施設に限る。）の建物、建物以外の工作物、土地、土地造成施設及び設備の復旧工事に要する経費。ただし、事務所、倉庫、門、さく、へい、植樹、その他維持管理のための施設に係る経費については、補助対象としないものとする。

4 補助率

補助対象経費の 1/2（ただし、市町補助金等のその他の収入がある場合は、補助対象経費から当該金額を控除するものとする。）

5 補助限度額

1 か所あたり 3,000 千円

6 補助期間

平成 19 年度～平成 20 年度

▶ 生活福祉資金特例貸付無利子化事業

石川県社会福祉協議会が行う生活必需品の購入費、住宅資金の特別貸付事業に対する助成

事業主体：社会福祉法人石川県社会福祉協議会

事業内容：能登半島地震により被災した世帯の生活安定並びに経済的負担軽減を図るため、石川県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金特例貸付に対して利子相当額を石川県社会福祉協議会に交付し、無利子化を行う。

1 補助対象者

社会福祉法人石川県社会福祉協議会

2 利子補給金の対象資金

平成 19 年 4 月 27 日厚第 300 号石川県健康福祉部長通知「能登半島地震による生活福祉資金の特例措置について」に基づき無利子貸付が実施された災害援護資金特例貸付及び住宅資金特例貸付

3 利子補給率

年 3 %

※各年度ごとに交付し、復興基金事業最終年度である平成 23 年度に残額を一括交付

4 補助期間

平成 19 年度～平成 23 年度

▶ 応急仮設住宅維持管理事業

自然災害等入居者の責によらない応急仮設住宅の損傷の補修に要する経費への助成

事業主体：応急仮設住宅管理推進協議会

事業内容：

能登半島地震の被災者支援のため設置した応急仮設住宅の機能保持のための補修を行う地元協議会に対し、それらに要する費用を補助する。

1 補助対象者

応急仮設住宅入居者により組織され、維持管理を行う応急仮設住宅管理推進協議会

2 補助対象経費《応急仮設住宅補修費》

応急仮設住宅及びその敷地を維持管理するうえで必要な補修にかかる費用で、地元協議会が、自然災害や原因不明の損傷など入居者の責任によらないと判断し、行う補修工事費（風による飛来物が原因の外壁や窓ガラスの損傷、落雷による損傷、アスファルト舗装の補修、集会所等共同施設の設備損傷などの他、責任の所在が特定できない補修工事（一般の賃貸住宅で家主が負担する補修費を想定））

3 補助率

10/10

4 事業期間

平成 19 年度～平成 21 年度

▶ のと鉄道災害復旧事業

のと鉄道（株）が実施する、施設設備災害復旧事業に要する経費に対する助成

事業主体：のと鉄道株式会社

事業内容：のと鉄道株式会社が実施する施設設備災害復旧事業に要する経費を助成することにより、能登半島地震の被災地域における生活者の交通手段の維持確保に資する。

1 補助対象者

のと鉄道株式会社

2 補助対象経費

上記補助対象者が行う被災した施設・設備の復旧に要する経費を補助する（ただし、国、県、市町やその他団体等からの補助金、寄付金がある場合は、補助対象経費から控除する。）

3 補助率

10/10 以内

▶ 私立学校施設等災害復旧支援事業

私立学校の復旧に対する助成

事業主体：災害救助法の適用となった市町において私立学校を設置する学校法人

事業内容：能登半島地震により、私立学校の施設にも被害が生じており、早急に施設の復旧を要するが、現行の国の補助制度では、対象外となるため、今回の地震により被害を受けた私立学校の施設等の復旧を図るため助成を行う。

1 補助対象者

災害救助法の適用となった市町において私立学校を設置する学校法人

2 補助対象事業

災害救助法の適用となった市町において、能登半島地震により被災した幼稚園及び高等学校を原形に復旧する事業で当該事業費が次に掲げる金額以上のもの。

(1) 幼稚園 60 万円

(2) 高等学校 210 万円

3 補助対象経費

次に掲げる施設等の復旧工事等に要する経費：

(1) 校舎等の建物

(2) 堀、電灯、自転車置場など建物以外の構造物

(3) 建物敷地、運動場等の土地

(4) 教材、教具、机、椅子などの設備

4 補助率

補助基本額（補助対象経費から市町補助金を控除した額をいう。）の 1/2。

※他の団体からの共済金、保険金、寄付金、その他の収入がある場合は、補助金の算定にあたり、控除財源として取扱わないが、この補助金、市町補助金、その他の収入の合計額が補助対象経費を超えないよう補助金額を調整するものとする。

5 補助期間

平成 19 年度～平成 20 年度

▶ **社会福祉施設等災害復旧支援事業【制定中】**

社会福祉施設の復旧に対する助成

事業主体：

事業内容：

▶ **医療施設等災害復旧支援事業【制定中】**

医療施設の復旧に対する助成

事業主体：

事業内容：